

中海における未規制事業場からの負荷量算定方法について

中海では未規制事業場からの排出負荷量は、産業中分類別の排水水質原単位、排水量原単位、および未規制分出荷額を基に次の算定式により算定している。

$$\begin{aligned} \text{未規制事業場負荷量(g/日)} = & \quad \text{排水水質原単位 (mg/l)} \\ & \times \text{排水量原単位 (m}^3\text{/日/百万円)} \\ & \times \text{未規制分出荷額 (百万円)} \end{aligned}$$

排水水質原単位は、未規制事業場の小分類毎の立地形態を考慮して、COD については、「流域別下水道整備総合計画調査指針」(建設省下水道部 昭和 58 年)、全窒素、全リンについては、「窒素・磷指導指針策定調査」(環境庁業務委託調査報告書 昭和 53～57 年)等により中分類毎の平均濃度として設定した。

水量原単位は、出荷額当たりの排水量として、中分類ごとに設定した。

未規制分出荷額は、全体の出荷額より規制対象事業場及び下水道接続事業場の出荷額を減じて設定した。

なお、未規制事業場の業種は、産業中分類で見ると、次のようになっている。

島根県

食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維工業、衣料・その他、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、出版・印刷、プラスチック製品、窯業・土石、鉄工、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、その他、の 16 業種

鳥取県

食料品、飲料・飼料・たばこ、繊維工業、木材・木製品、出版・印刷、プラスチック製品、皮革、窯業・土石、金属製品、一般機械、輸送機械、その他、の 12 業種